

医 薬 第 1 5 8 4 号

令和 2 年 3 月 1 9 日

別紙関係団体の長 殿

岡山県保健福祉部長

薬局等を開設する申請者が法人の場合における
その業務を行う役員の診断書の提出について

従来、申請者が法人である場合における医師の診断書の提出を要する範囲については、平成15年9月18日付け、医薬第1346号において、「法人である申請者におけるその業務を行う役員であって、当該法人における業務上薬事に関する通常の業務に係る意思決定等に直接関与しているとみなされる者については、医師の診断書に代えて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第5条第3号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書面を提出することで差し支えないが、代表権をもつ取締役で薬事業務に係る意思決定に直接関与しているもののうち1人は診断書の提出を求めるものとする。」としているところでありますが、今般、岡山県での取扱いを次のとおりとしますので御了知のうえ、貴会員への周知をお願いします。

なお、岡山市及び倉敷市においても同様の取扱いをする旨確認済みですので申し添えます。

記

法人である申請者において、代表権をもつ取締役で薬事業務に係る意思決定に直接関与しているものについても、医師の診断書に代えて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第5条第3号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書面を提出することで差し支えない。

なお、個人である申請者においては、従来どおり診断書の提出を求めるものとする。

(別紙関係団体)

(一社) 岡山県薬剤師会

(一社) 岡山県医薬品登録販売者協会

(一社) 日本産業・医療ガス協会中国地域本部岡山支部

岡山県医薬品卸業協会

岡山県医薬品配置協議会

岡山県登録販売者協会

中国歯科用品商協同組合岡山県支部

岡山県医療機器販売業協会

岡山県薬業協会